

## 平成 27 年度 富士見町公共交通会議 事業報告書

## 協議会の開催

年月日	内 容
H28.2.19	<p>「富士見町地域公共交通会議設置要綱」を制定 (目的) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する協議するため、富士見町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項) (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2) その他交通会議が必要と認める事項</p>
H28.3.18	<p>第 1 回公共交通会議</p> <p>(1) デマンド交通導入経過及び運行状況等について（報告） 平成 16 年 3 月よりスタートしたデマンド交通システムの導入経過と運行状況について報告</p> <p>(2) 今後の事業展開（デマンド交通運行業務委託）について 平成 28 年 4 月 1 日から変更するデマンド交通運行業務委託について説明 運行業務委託先 アルピコタクシー(株) ⇒ (有)中央グリーン観光バス</p> <p>(3) 今後の課題（土曜日運行・デマンド交通路線の拡大）について</p>

## (2) 平成 27 年度 運行及び利用状況等について

## I デマンド交通システム「すずらん号」

富士見町のデマンド型交通は、運行ルートやバス停等は設けず、指定エリア内で予約のあったところを巡回する「自由経路ドアツードア型」のサービスを提供する運行方式

利用者の多くは、集落から街なかへ出かける高齢者を含む交通弱者であるため、バス停までの距離が長い家の場合、歩くことが苦痛(困難)であることから乗車を敬遠することとなるため、富士見町の地勢や道路事情を鑑み、乗合型で戸口から戸口へと送迎する便利な交通手段が基本である「デマンド交通システム」を採用している。

## 1) 運行状況

利用登録者数	6, 508名 (H28.3月末現在) うち、広原地区登録者数136名	
運 行 日	街なか3エリア 平日243日 運休日：土・日曜日・祝祭日・年末年始(12/29~1/3) 富士見高原別荘エリア 第1・4土曜日のみ23日	
運 行 時 間	8:00~16:20 予約は30分前まで	
利 用 料 金	1乗車ごと310円 (10枚綴り回数券3,100円)	
運 行 車 両	10人乗りワゴン リース車両3台(パワーシート・乗降電動ステップ等付)	
運 行 エ リ ア	平日	①立沢・南原山・神戸方面
		②乙事・境方面
		③蔦木・花場・若宮方面
第1・4土曜日	富士見高原別荘地	
<p>①立沢・南原山・神戸方面 立沢・南原山・富原・神戸・栗生 大平・松目・原の茶屋・富ヶ丘 桜ヶ丘・富士見ヶ丘</p> <p>②乙事・境方面 乙事・新田・小六・高森 先達・葛窪・田端・池袋 信濃境・烏帽子</p> <p>まちなかエリア ※どのエリアからも送迎が出来るエリアです。</p> <p>③蔦木・花場・若宮方面 下蔦木・上蔦木・神代・平岡・机・先能 瀬沢・とちの木・横吹・花場・林戸 木の間・塚平・若宮・富士見・富里 富士見台</p>		

時刻表	街なか3方面					
	①立沢・南原山・神戸方面		②乙事・境方面		③蔦木・花場・若宮方面	
	まち行き	帰り	まち行き	帰り	まち行き	帰り
	8:00		8:00		8:00	
	8:45	9:25	8:45	9:25	8:45	9:25
	10:00	10:40	10:00	10:40	10:00	10:40
	11:15	11:50	11:15	11:50	11:15	11:50
		13:20		13:20		13:20
	14:05	14:40	14:05	14:40	14:05	14:40
	15:15	15:50	15:15	15:50	15:15	15:50
16:20		16:20		16:20		
富士見高原別荘方面						
まち行き 8:00			帰り 13:00			

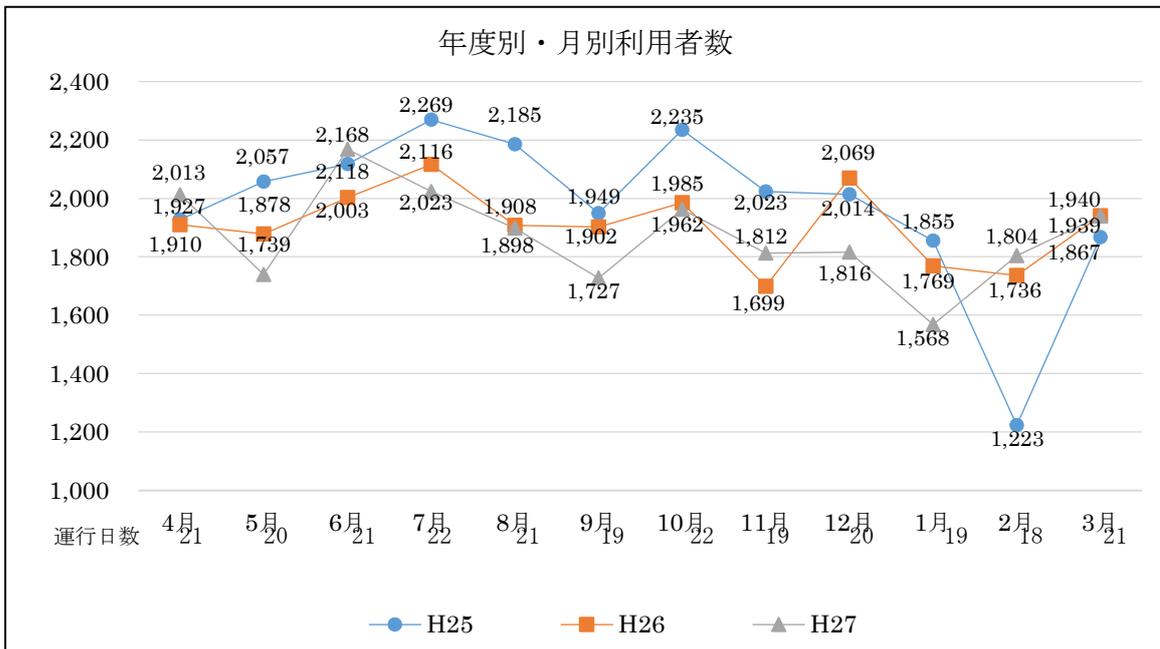
## 2) 利用状況等

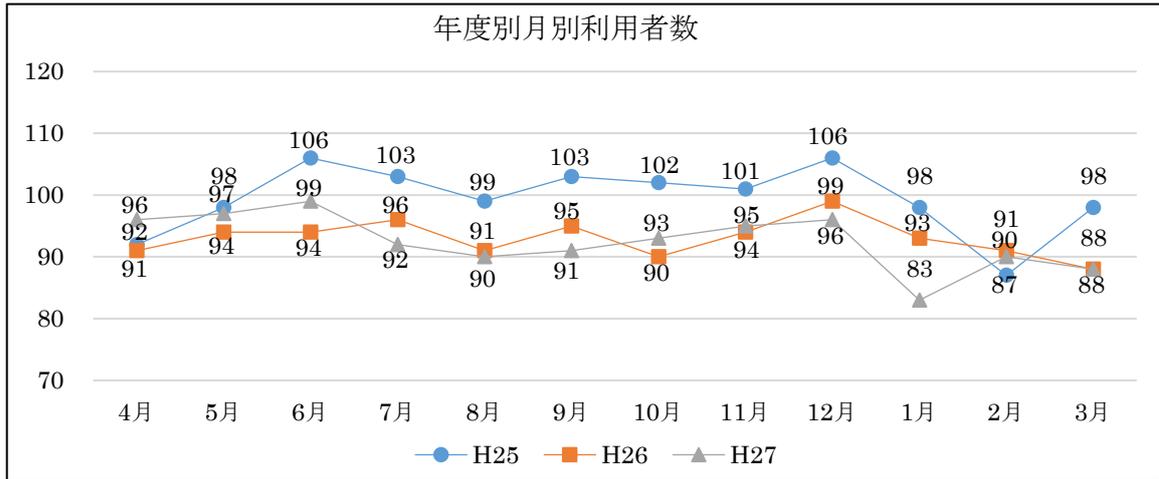
### ①年度別利用者数（3ヶ年の動向）

街なか3エリア合計の年間利用者数・月平均利用者数は、平成25年度では23,722人・1,977人、平成26年度では22,915人・1,910人、平成27年度では22,469人・1,872人と減少傾向となっている。最も利用者数が多かった平成17年度と比較すると、約7割まで減少していることになる。（平成17年度、31,853人・2,654人）

月別の利用者数の傾向は、運行日数による増減が利用者数の増減に反映している。

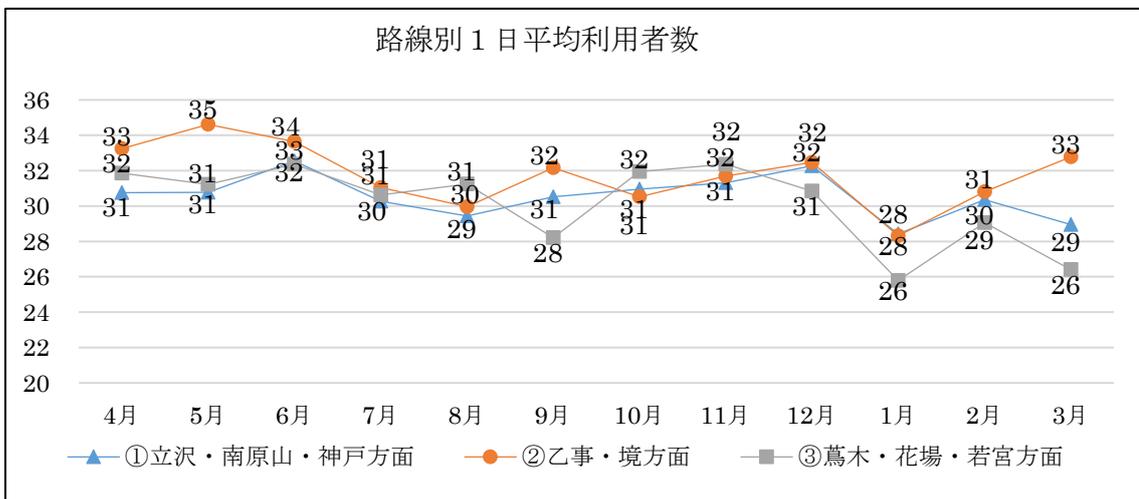
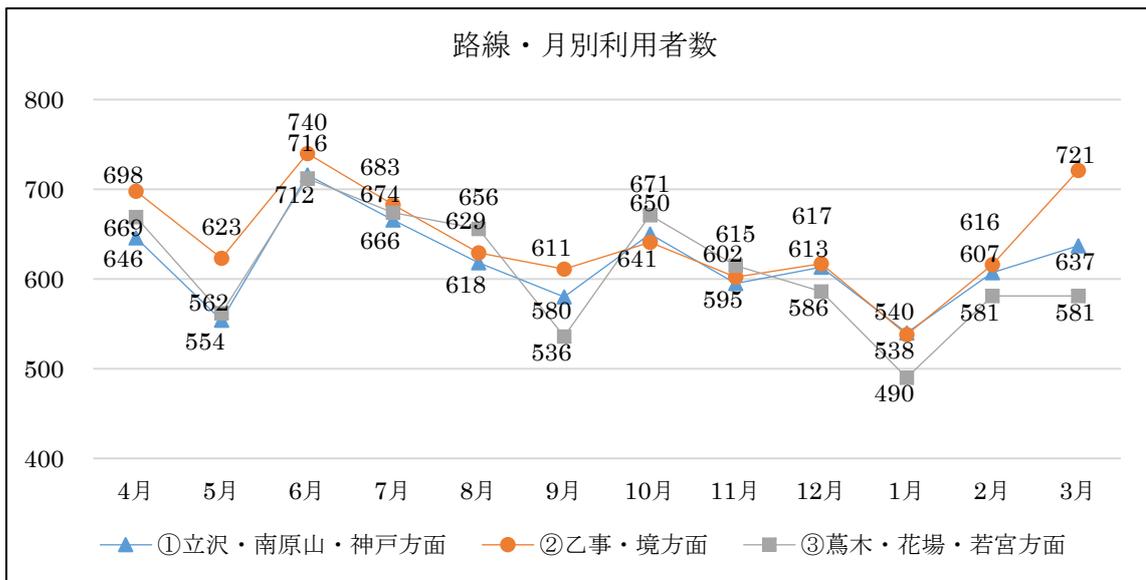
また、一日平均利用者数は、平成25年度以降100人を下回り、平成25年度99人、平成26年度、平成27年度は93人となっている。最も多かったのは、平成17年度の135人であった。





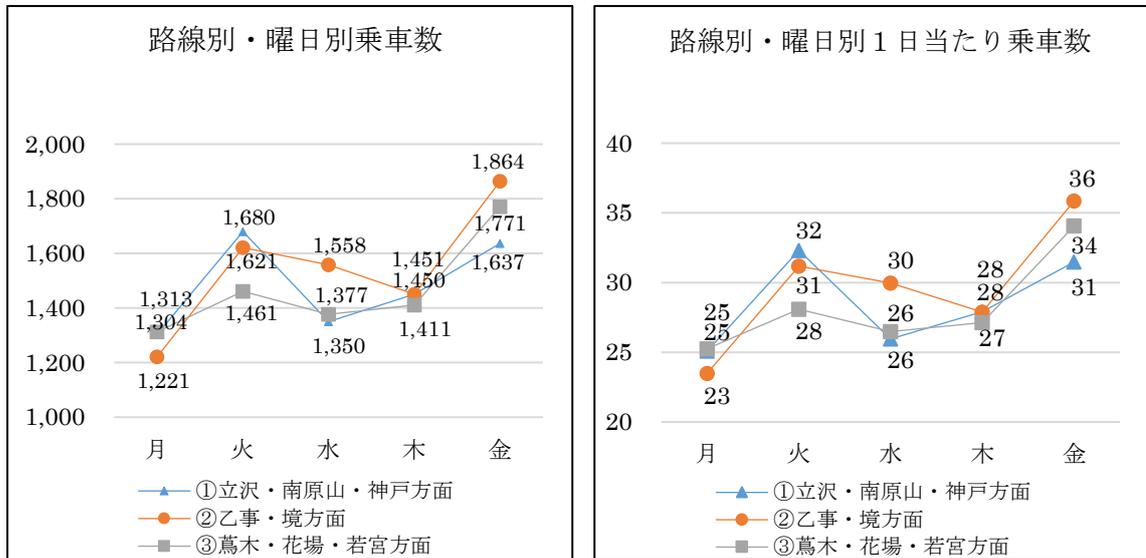
### ②平成 27 年度路線別利用者数

平成 27 年度の路線別利用者数においては、年間の利用者数・一日平均利用者数が多い路線順では、②乙事・境方面では 7,719 人・31.8 人、続いて①立沢・南原山・神戸方面で 7,422 人・30.5 人、③蔦木・花場・若宮方面で 7,333 人・30.2 人となっていることから、各方面で一日平均利用者数が 30 人以上となっている。



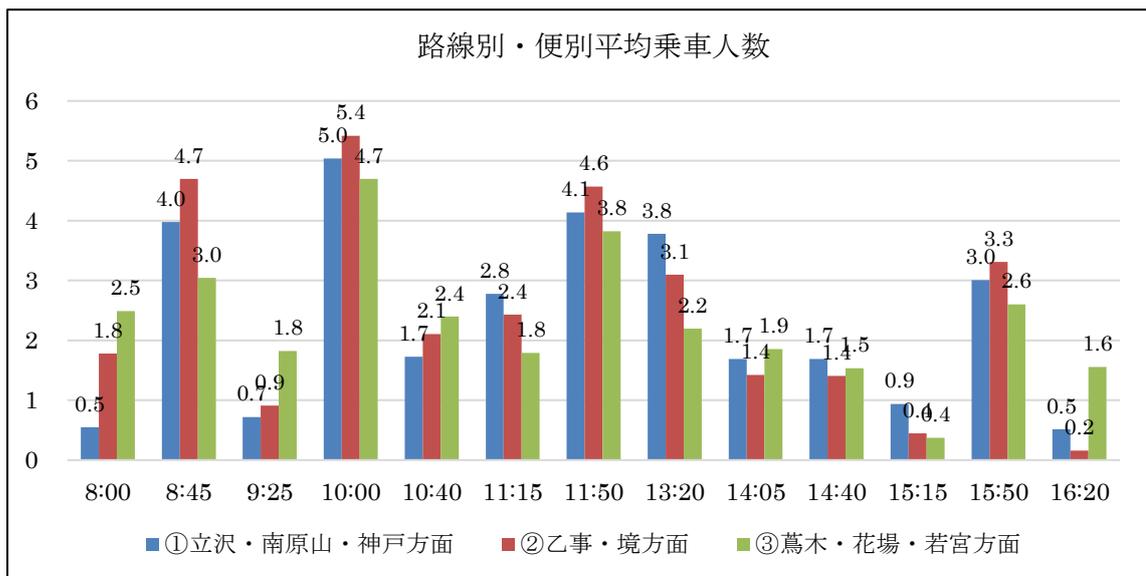
③平成 27 年度路線別・曜日別利用者数

平成 27 年度路線別・曜日別利用者数においては、いずれの路線も金曜日の利用率が最も多く、続いて火曜日、水曜日、木曜日、月曜日の順序となっている。



④平成 27 年度路線別・便別平均利用者数

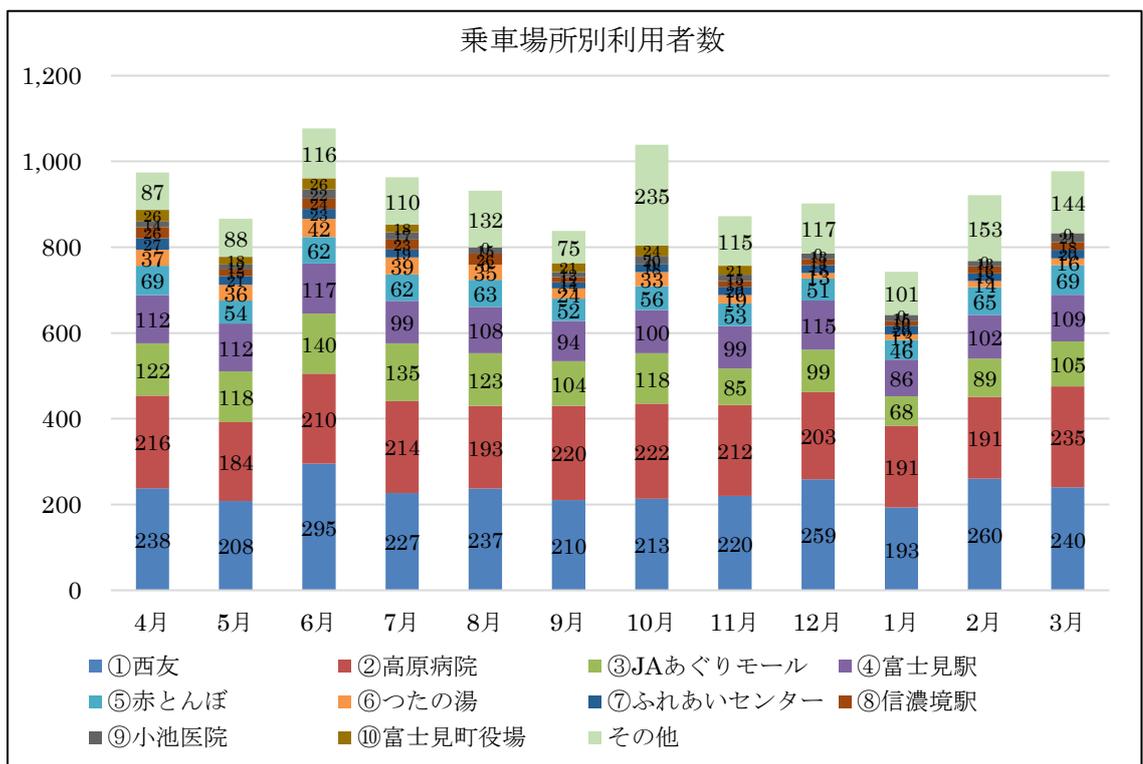
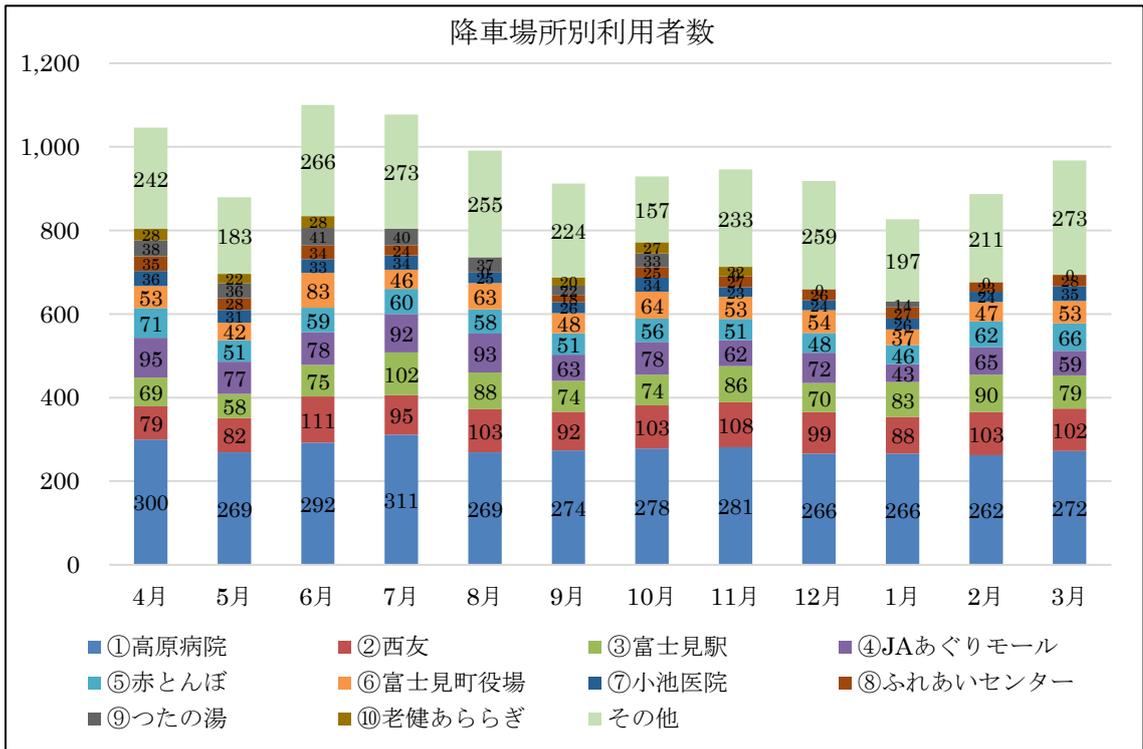
平成 27 年度の路線別・便別平均利用者数の総計においては、行き便の利用人数では、10:00、8:45、11:15、8:00、14:05、15:15、16:20 の順序となっており、帰り便の利用人数では、11:50、15:50、13:20、10:40、14:40、9:25 の順序となっている。但し、路線別に比較した場合、②乙事・境方面の利用者の平均乗車率が、最終便を除き高いことが伺えるが、実際の乗車人数でもドライバーを除くと定員 9 人に対して 8~9 人乗車が複数日ある。



⑤平成 27 年度乗降場所別利用者数

平成 27 年度乗降車場所別利用者数では、1 位高原病院、2 位西友、3 位 J A あぐりモール又は富士見駅の順序となっており、乗り降りいずれも上位 4 ヶ所の利用者で全体の半数以上を占めている。

行き便利用で降車する場所として、高原病院が全体の 3 割を占めており圧倒的に多く、小池医院や地域活動支援センター赤とんぼなどへの利用も伺える。また、西友や J A あぐりモールといった食料品等量販店の利用も多く、高齢者が通院や買い物など生活路線として利用している実態が伺える。



### ⑥すずらん号回数券交付状況

富士見町では、公共交通としてのデマンド交通「すずらん号」の利用促進を図り、より安全な生活移動手段への転換を促すことを目的として、平成 24 年 4 月 1 日から「すずらん号回数券（10 枚綴り 3,100 円）」を 1 回に限り交付しています。

交付対象者：満 65 歳以上で運転免許証を自主返納した高齢者

自主返納とは、運転免許の有効期限以前に自ら警察署へ返納申請を行った場合です。

交付手続き：返納申請を行った際に交付される「申請による運転免許の取消通知書」若しくは「運転経歴証明書（写し）」の提出と引き換えに回数券を交付します。

### すずらん号回数券交付状況

年度	交付件数	男女比	交付件数	住所	交付件数	年齢	交付件数
H24	7 件	男	30 件	富士見	21 件	65～69 歳	3 件
H25	11 件	女	28 件	立沢	6 件	70～74 歳	9 件
H26	9 件			乙事	5 件	75～79 歳	11 件
H27	19 件			落合	14 件	80～84 歳	18 件
H28	直近 12 件			境	12 件	85～90 歳	12 件
計	58 件					90 歳以上	5 件

(参考)

過去実施したデマンドバス利用者アンケート（抜粋）

年齢別利用率

	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90 代
平成 16 年度	1.2%	0.7%	1.2%	2.3%	3.8%	13.4%	41.9%	32.0%	3.5%
平成 26 年度	0%	0%	0%	2.3%	2.3%	4.5%	25.0%	61.4%	4.5%

70 代・80 代の利用率について、平成 16 年度は全体の 73.9%であったが、平成 26 年度は 86.4%となっており、利用者の更なる高齢化が顕著になってきている。

男女別利用率

	男性	女性
平成 16 年度	20.1%	79.9%
平成 26 年度	29.5%	70.5%

女性の利用率が圧倒的に多いが、男性の利用率が 10 年間で 10%弱増加している。

65 歳以上免許保有率（茅野警察署提供資料から試算）

	平成 17 年		平成 26 年	
男性	1435 人 / 1779 人	80.7%	1752 人 / 2109 人	83.0%
女性	600 人 / 2460 人	24.4%	1195 人 / 2742 人	43.5%
合計	2035 人 / 4239 人	48.0%	2947 人 / 4851 人	60.7%

## II 福祉移送サービス事業

富士見町の福祉移送サービスは、道路運送法の規定に基づき、住民の福祉の増進を図るための福祉有償運送方式

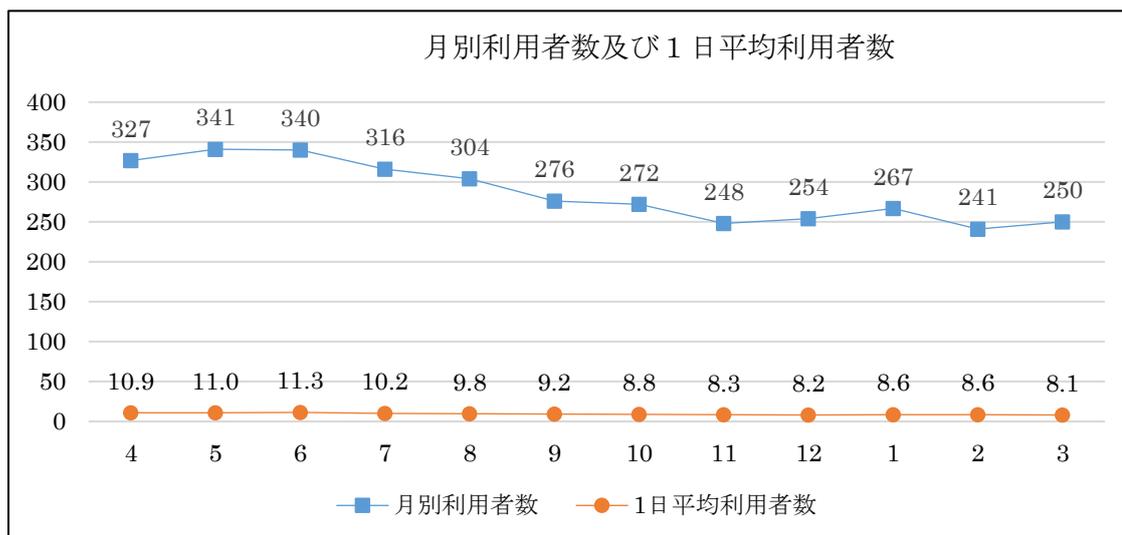
利用者は自らデマンド交通を利用することができない方で、社会福祉協議会会員登録をしている介護保険の要支援又は要介護認定を受けて介助が必要な方を対象とした移送サービスを行っている。

### 1) 運行状況

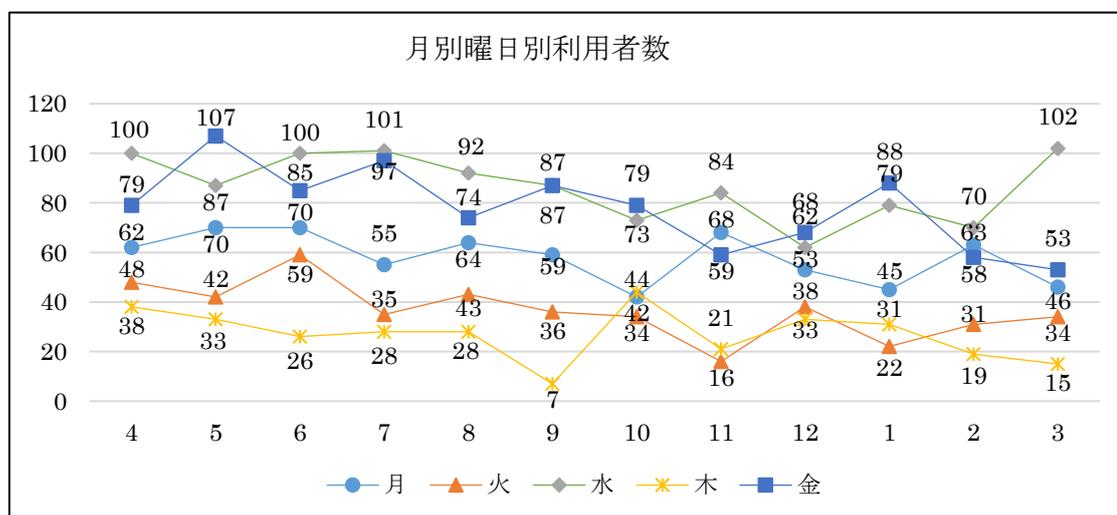
利用登録者数	167人 (H28.9月現在)
運行日	平日259日 月～金 (休日 祝日・年末年始) 8:30～17:00
運行範囲	富士見町内
運行車両	普通乗用車
利用料金	片道1回540円

### 2) 利用状況等

#### ①平成27年度月別利用者数及び1日平均利用者数



#### ②平成27年度月別曜日別利用者数



### Ⅲ スクールバス運行事業

富士見南中学校の閉校に伴い、平成 22 年 4 月から富士見中学校への徒歩通学が困難な遠距離通学の生徒に対して無料のスクールバス運行提供

落合小学校の閉校に伴い、平成 24 年 4 月から国道 20 号線沿線の児童について、富士見小学校の児童に対して無料のスクールバス運行提供

	中学校	小学校	合計
運 行 日 数	2 1 3 日	2 1 7 日	
年 間 利 用 者 数	1 2, 3 5 4 人	3, 6 8 9 人	1 6, 0 4 3 人
1 日 平 均 利 用 者	5 8 人	1 7 人	

## (3) デマンド交通の土曜日運行等について

## デマンド交通運行委員会での調整事項

第1回公共交通会議で今後の検討課題としていたデマンド交通路線の拡大と土曜日運行について、下記のとおりとする。

- \* 全路線について、第1・第4土曜日を運行日とする。
- \* 街なか路線の①立沢・南原山・神戸方面と②乙事・境方面については、富士見高原別荘地まで延伸した路線として運行する。但し、富士見高原別荘地への延伸運行は、1日1往復とする。
- \* 第1・4土曜日の利用状況によりオペレーターの土曜日対応を検討する。
- \* 当面、3ヶ月間について検証期間とする。

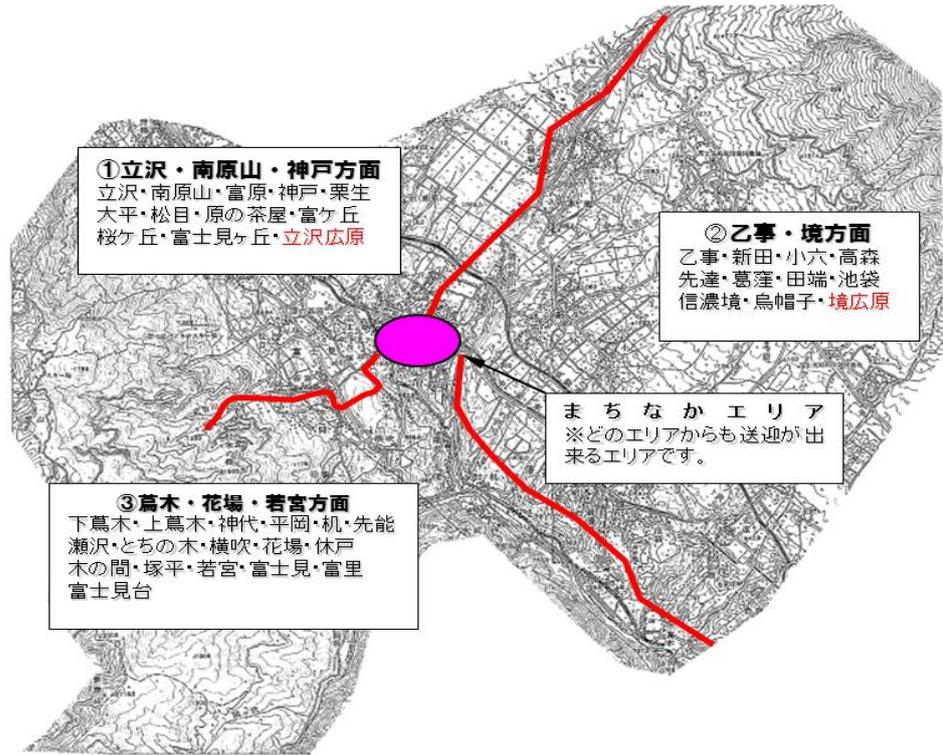
## (参考) 平成28年度検討経過 デマンド交通運行委員会の開催

年月日	内容
H28.5.11	第1回富士見町デマンド交通運行委員会 (1) 土曜日運行・ルート拡大・時刻表変更について (2) 塚平地区“森のオフィス”の街なかエリア施設追加について
H28.5.31	第2回富士見町デマンド交通運行委員会 (1) 運行委員の変更について (2) 土曜日運行・ルート拡大・時刻表変更について
H28.6.7	デマンド交通担当者会議（ドライバー・オペレーター・事務局） (1) 土曜日運行・ルート拡大・時刻表変更について
H28.6.13	定住自立圏地域公共システム事業打合せ (1) 北杜市小淵沢エリアの乗り入れの可能性について
H28.7.28	デマンド交通担当者会議（ドライバー・オペレーター・事務局） (1) 土曜日運行・ルート拡大について
H28.8.31	第3回富士見町デマンド交通運行委員会 (1) 土曜日運行・ルート拡大について

	変更前	変更後
運行日	街なかエリアは平日のみ 富士見高原別荘エリアは 第1・4土曜日（運休日：祝祭日・年末年始（12/29～1/3））	全路線 平日及び第1・4土日曜日 （運休日：祝祭日・年末年始（12/29～1/3））
運行時間	8：00～16：20 平日予約は30分前まで 富士見高原別荘地区のみ土曜日予約は前日の午後4時まで	8：00～16：20 平日予約は30分前まで 全路線について土曜日予約は前日の午後4時まで
乗車料金	1乗車ごと310円（10枚綴り回数券3,100円）	

	①立沢・南原山・神戸方面	①立沢・南原山・神戸方面 立沢広原別荘地区を含む
	②乙事・境方面	②乙事・境方面 境広原別荘地区を含む
	③鳶木・花場・若宮方面	③鳶木・花場・若宮方面
	富士見高原別荘地	富士見高原別荘地は、①②路線を1往復のみ延長することで対応

運行エリア

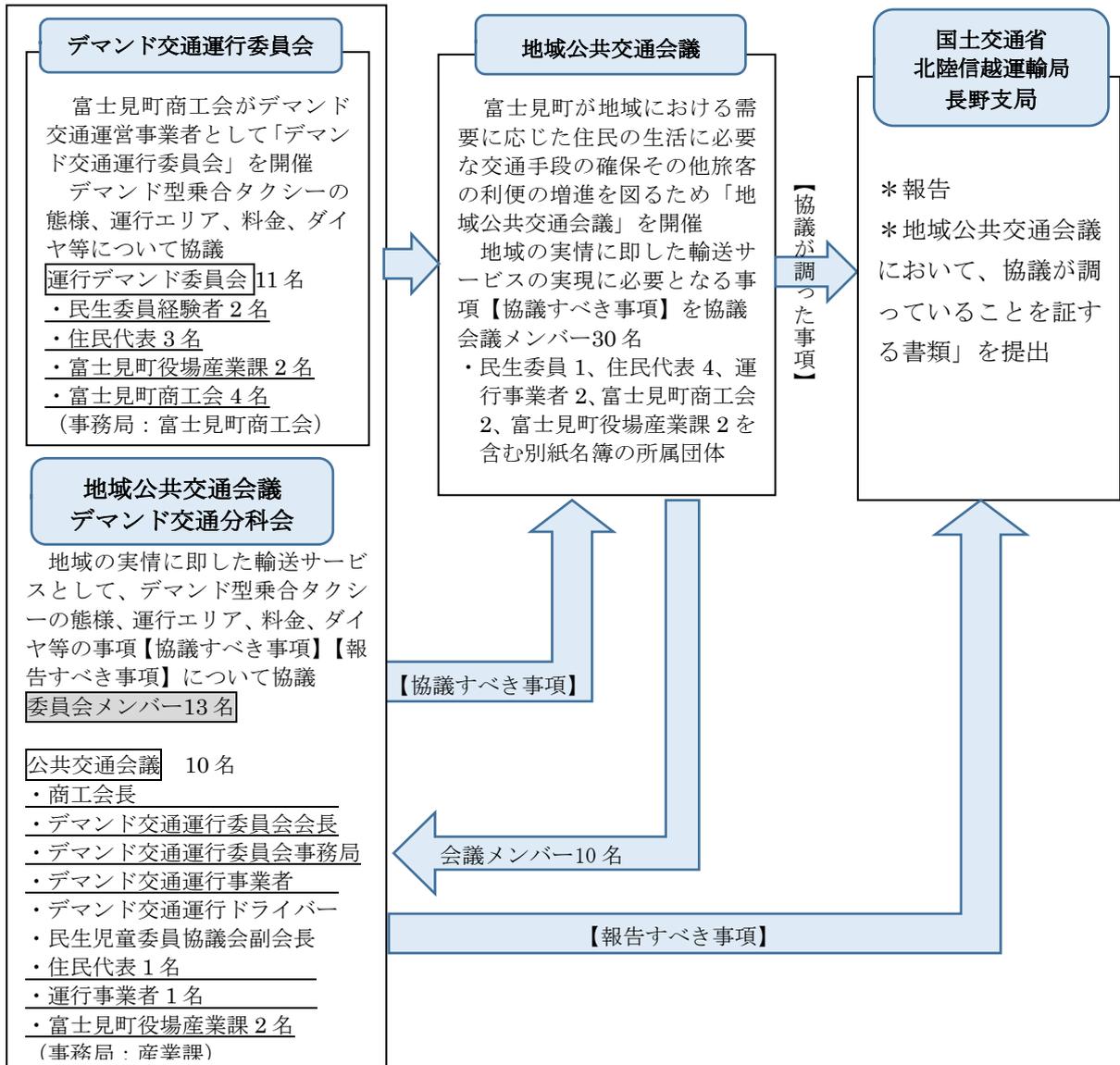


時刻表

①立沢・南原山・神戸方面		②乙事・境方面		③鳶木・花場・若宮方面	
まち行き	帰り	まち行き	帰り	まち行き	帰り
※ 8:00		※ 8:00		8:00	
8:45	9:25	8:45	9:25	8:45	9:25
10:00	10:40	10:00	10:40	10:00	10:40
11:15	11:50	11:15	11:50	11:15	11:50
	13:20		13:20		13:20
14:05	※ 14:40	14:05	※ 14:40	14:05	14:40
15:15	15:50	15:15	15:50	15:15	15:50
16:20		16:20		16:20	

※印は立沢広原・境広原別荘地区への運行実施

(4) デマンド交通分科会の設置について  
運行事業に関する現行体制



(参考) **\*道路運送法第9条第4項**

一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

**\*道路運送法施行規則第9条第2項**

[法第九条第四項](#)の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は[地域公共交通の活性化及び再生に関する法律](#)（平成十九年法律第五十九号）[第六条](#)に規定する協議会（第九条の三第一項第二号から第五号に掲げる者を構成員に含むものに限る。以下単に「協議会」という。）において協議が調っていることを証する書類を添付するものとする。

**\*富士見町地域公共交通会議設置要綱第5条第5項**

「交通会議は、必要に応じて分科会を置くことができる。」と規定している。